ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」における運営業務委託仕様書

1 オラレ美馬営業日数、営業時間及び併売場数

営業日数は年360日以内とし､営業時間は午前8時から場外ナイター第12レース終了後までとする。なお、併売場数は10場以上（デコーダーは8機）を基本とする。

2 委託業務内容

以下に示す業務を行う。

業務に従事する者は、オラレ美馬の顔であることを自覚し、表情や発声、身だしなみに気を付けること。

業務の遂行に当たり、必要な研修を実施すること。

ファンや周辺住民からの苦情や要望、委託者からの改善指導等には受託者の負担で直ちに対応すること。

(1) 投票関係業務

勝舟投票券の作成、発売及び払戻金並びに返還金の交付に関する事務で、以下の業務を行う。

① 投票所関連業務

（ア）勝舟投票券の作成、発売、払戻金及び返還金の交付に関する業務(総合払戻業務を含む)

（イ）投票端末機等への資金準備、補充、回収業務

（ウ）投票端末機等の運用、保守・点検、障害対応

（エ）投票券の管理・補充、投票所備品・消耗品の管理・補充

（オ）お客様対応・窓口対応

（カ）総合払戻業務を含む所定の帳票類作成業務（参加申請書等提出者のみサンプル閲覧可）

② 資金管理業務

（ア）営業資金（釣銭、予備資金等投票業務に必要な全ての資金）は、受託者が準備すること。払戻金及び返還金（総合払戻含む）は売上金より支払うこととするが、高額払戻金に備え、委託者が払戻準備資金を用意する。払戻準備資金の額は委託者受託者が協議して決定する。（算定基礎になる過去の売上金額、入場者数等は参加申請書等提出者のみ閲覧可）

（イ）営業資金(総合払戻を含む)の搬送、配布、管理（必要な金庫の準備、保険を含む）及び納付業務

（ウ）勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付並びに発売金の管理（必要な金庫の準備、保険を含む）及び売上金の納付業務。売上金の納付に入金機を利用しても差し支えないが、入金機の利用に必要な経費は全て受託者の負担とする。

（エ）紙幣・硬貨計数整理機等必要な機器の用意、保守

（オ）資金管理状況を把握できる書類作成業務（参加申請書等提出者のみサンプル閲覧可）

③ 出走表の作成、印刷及び配布業務（必要な機器の用意・保守を含む）

④ お客様用消耗品(マークカード・鉛筆・消しゴム等)の管理業務

(2) 2階有料席運営業務

2階有料席の運営に関する業務を行う。次のとおり基準は設けるが、有料席の改修、在席投票シ

ステムの導入など具体的な内容は提案及び委託者との協議による。

① 有料席利用料の徴収、管理、案内（料金は、提案及び委託者との協議による）

② フリードリンクの提供

③ その他有料席にふさわしいサービスの提供

(3) 警備業務

警備に関する以下の業務を行う。

現行の人員は、通常６名、ＳＧレース発売時等繁忙時９名であるが、今後の地元警察署や地域住民等との協議により増員が必要な場合は、受託者の負担で対応すること。

① 建物内警備業務

(ア) 投票窓口監視、列整理、発売締切時間アナウンス（声掛け）

(イ) 建物内全体巡回、監視

(ウ) 入場拒否者、不審者、不審物、暴動、災害等緊急対応

(エ) 場内美化（軽微なゴミ拾い）

② 駐車場警備業務

(ア) 場内交通整理、駐車場所誘導

(イ) 敷地内全体巡回、監視

(ウ) 不審者、不審物、暴動、災害等緊急対応

(エ) 事故等初期対応

(オ) 敷地内美化（軽微なゴミ拾い）

(4) 清掃業務

ファン滞留エリア、トイレ、有料席等清掃及び管理エリア清掃。特に、ファンエリアについては常に清潔で快適な状態を維持すること。

(5) 一般管理業務（施設及び場内設備等保守管理を含む）

オラレ美馬の運営に関し、以上に示すもののほか、以下の業務を行う。

(ア) 映像設備等の保守

(イ) 監視カメラ等の保守

(ウ) 広報宣伝に関すること

(エ) ファンサービス、イベントの実施

(オ) 舟券発売枚数、レース結果等の掲示

(カ) 庶務業務

(キ) 関係機関との連絡調整業務

(ク) 発売日程表(ポケットタイプ)の作成（年４回）、印刷(利用者数を勘案し不足のない部数)、配布業務

(ケ) 日報等各種報告書等作成業務

(コ) 売上統計及び分析業務

(サ) トイレットペーパーの補充・蛍光管・電球等の交換等軽微な営繕業務

(シ) 委託者から使用を許可された施設及び備品の点検・保守等維持管理業務

(ス) 運営業務に必要な消耗品、印刷物等の購入及び管理業務

(セ) 業務に従事する者の管理及び配置

(ソ) 運営業務に必要となる各種契約、支払事務

(タ) 場内における問合せに対する初期対応等、全般的なお客様対応

(チ) 緊急対応

(ツ)ギャンブル依存症対策業務

(6) 上記(1)～(5)の遂行に必要な投票機器、場内モニター及び監視カメラシステム（以下、「機器等」という。）仕様書に示す機器等は、委託者所有の既設機器等を引き続き使用可能とする。ただし、機器等の保守に係る費用（投票機器の保守員に係る費用を含む）は受託者負担とする。また、機器等は耐用年数を経過しているものが含まれるため、契約期間内に交換が必要となる場合は機器等仕様書に基づき委託者と協議の上、受託者の負担により交換すること。

(7) 行政機関等への申請に必要な書類の作成

(8) 委託者がオラレ美馬の館内及び館外に設置している飲料自動販売機について、光熱水費の請求及び支払方法について、委託者及び受託者、飲料自動販売機設置業者との 3 者による覚書を締結すること。

(9) 上記以外の委託事務に記載されていない事項であっても、委託者と受託者が協議のうえ業務を遂行するものとする。

3 オラレ美馬施設の使用

オラレ美馬の運営に必要な土地、建物、備品及び設備の仕様、維持管理については、次のとおりとする。

(1) 受託者は、委託者が所有するオラレ美馬の建物、備品、設備及び委託者がオラレ美馬の運営のために賃借する土地、建物をオラレ美馬の運営のために使用するものとし、維持管理については善良な管理者の注意をもって行うこと。

(2) 受託者は、委託者が所有するオラレ美馬の備品、設備を委託者の許可なくオラレ美馬の外部に持ち出してはならない。

(3) 本件プロポーザルでの仕様書で示すものを除き、委託者が所有するオラレ美馬の建物の修繕、変更は委託者が行い、かかる費用については、使用する期間に応じて受託者が負担すること。ただし、資産価値の変動しない維持修繕については、事前の委託者の許可を得て受託者が行い、受託者が費用を負担すること。

(4) 委託者が所有するオラレ美馬の備品、設備のうち建物に附属するものの修繕、改造、廃棄、交換又は増設については、建物と同様の扱いとする。

(5) 受託者は、上記(4)以外の委託者が所有するオラレ美馬の備品、設備の保守、維持、修繕を行い、その費用を負担すること。

(6) 受託者は、委託者が所有するオラレ美馬の備品、設備の廃棄、交換、又は新規購入を行う場合は事前に委託者の許可を得て行い、受託者が一切の費用を負担すること。

(7) 受託者は、委託者がオラレ美馬運営のために賃借する土地、建物の修繕、変更が必要な場合は、事前に委託者及び所有者と協議し、了解を得ること。

4 再委託等

(1) 受託者は、委託事務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、委託事務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合（以下「再委託」という。）は、あらかじめ書面により委託者に申請し、承諾を得なければならない。

(2) 受託者が再委託を行おうとする場合、本件プロポーザル公告の「3.提案者の資格要件」のうち(1)から(7)までに掲げる要件をすべて満たすほか、委託者が不適当であると認める者を相手方として委託することはできない。その者を役員とする法人についても同様とする。

(3) 再委託を行う場合や委託事務に必要な機器、物品を調達する場合は、オラレ美馬の所在地である美馬市内の事業者を可能な限り活用すること。

5 費用等の区分

(1) 本仕様書に示す内容のうち、特に記載のないものは全て受託者の負担とする。

(2) 2 階有料席の利用料金は、受託者の収益とする。

6 契約期間

契約の日（令和 7 年 9 月下旬頃）から令和 16 年 3 月 31 日までとする。

ただし、令和 8 年 3 月 31 日までは、必要な機器の調達、人員の確保及び研修等業務の遂行に必要な準備期間とし、オラレ美馬の運営は令和 8 年 4 月 1 日以降とする。このため、委託料は令和 8 年 4 月分から発生する。

7 委託料等

(1) 委託料の額

委託料は、次の算式により得られた金額とする。なお、当該金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

X－Y＝委託料の額

① X は次の（ア）及び（イ）の金額を合算したものとする。

（ア）オラレ美馬における、委託者が施行するモーターボート競走に関する場外発売及び委託者が委託を受けて実施する場外発売の当該年度の舟券売上金額から、競走法第１５条に規定する払戻金、競走法第２５条及び第３０条に規定する交付金を差引いた額。

（イ）オラレ美馬における、委託者が他の施行者（開催本場施行者）から受託して実施する場間場外発売に係る当該年度の受託収入額。（一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会が定める「場間場外発売に関する運営基準」に基づき、委託者が他の施行者に請求する場外発売事務委託費用相当額をいう。）

② Y は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の金額を合算したものとする。

（ア）中央団体負担金等経費相当額

次の経費については、委託者が支払うべき額を当該年度の売上で按分した額とし、当該年度の最終月にかかる委託料の支払いにおいて差し引く。

(a) モーターボート競走事業活性化資金特別分担金

(b) 全国モーターボート競走施行者協議会一般会計会費
(c) モーターボート競走選手共済事業助成分担金
(d) モーターボート競走保安協会助成分担金
(e) モーターボート競走事業振興資金特別分担金
(f) その他舟券売上額と連動して委託者が負担する経費

（イ）固定経費相当額
(a) オラレ美馬の運営のために委託者が雇用する会計年度任用職員に係る費用
(b) 委託者とオラレ美馬施設所有者が締結する賃貸借契約による施設借上料
(c) 委託者が所有する施設及び備品に係る当該年度の減価償却費
(d) オラレ美馬にかかる市有物件保険料
(e) その他、委託者が必要と認める経費

（ウ）オラレ美馬における当該年度の舟券売上金額に提案書（様式 7-3）記載の施行者収益率を乗じて得た額。

(2) 委託料の支払い

① 委託料の支払いは月毎に概算払いすることとし、その場合において、上記(1)中の「当該年度」は「当該月」と読み替えることとする。

② 概算払いにおける競走法第２５条及び第３０条に規定する交付金は、年度ごとに別に定める。

③ 受託者は、委託者が指定する方法により、当該月分の委託料を翌月１０日までに委託者に請求するものとし、委託者は、受託者からの適正な請求に基づき、これを受理した日から３０日以内に受託者に支払うものとする。

④ 概算払いした当該年度の委託料とオラレ美馬における当該年度の全売上金額に基づく委託料に差額を生じた場合は、当該年度の最終月にかかる委託料の支払において精算する。

(3) 地方公共団体金融機構納付金の取扱い

① 受託者は、当該年度の売上にかかる地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 に規定する地方公共団体金融機構納付金（以下「金融機構納付金」という。）相当額として、委託者が別に定めた率により算出した額を、委託者の請求に基づき、これを受理した当該月末までに委託者に支払うものとする。

② 上記①の金融機構納付金相当額は、委託者が施行するモーターボート競走及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき委託者が委託を受けて実施するモーターボート競走の回ごとに算出するものとする。

③ 上記①において算出した金融機構納付金相当額と委託者が支払うべき金融機構納付金に差額が生じた場合は、委託者の支払うべき金額が確定した日の翌月末までに精算するものとする。

④ オラレ美馬における金融機構納付金の額については、委託者が支払うべき金融機構納付金の額を、算定根拠となる年度の売上で按分した額とする。